

## 「介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会報告書」について

厚生労働省においては、身体障害者補助犬法の施行に当たり、身体障害者補助犬の認定が公平かつ適切に行われるようにするため、介助犬及び聴導犬の使用者、育成団体の代表者を中心に、関係各方面の学識経験者からなる「介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会」を設置し、介助犬及び聴導犬の認定基準等の策定についての検討を行ってきたところですが、今般、同検討会より、介助犬及び聴導犬の認定のための一定のガイドラインとして「介助犬の認定要領」及び「聴導犬の認定要領」がとりまとめられ、「介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会報告書」として報告がなされました。

この報告書については、各都道府県等に別添のとおり送付しますので、情報提供いたします。

事 務 連 絡  
平成14年8月29日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉部局障害保健福祉担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課社会参加推進室

「介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会報告書」の送付について

先般、身体障害者補助犬法が公布され、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ることにより、身体障害者の自立及び社会参加の促進を図ることとして本年10月から施行することとされたところであります。

この法律では、指定法人（身体障害者補助犬の認定を行う法人）は、身体障害者が同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において、他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、身体障害者補助犬である旨の認定を行わなければならないとされております。

このため厚生労働省では、介助犬及び聴導犬の使用者、育成団体の代表者を中心に、関係各方面の学識経験者からなる「介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会」を設置し、介助犬及び聴導犬の認定基準等の策定についての検討を行ってきたところであります。

今般、同検討会より、介助犬及び聴導犬の認定のための一定のガイドラインとして「介助犬の認定要領」及び「聴導犬の認定要領」がとりまとめられ、「介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会報告書」として別添のとおり報告がなされましたので、御了知願いたく送付いたします。

なお、本報告書は、既存の介助犬及び聴導犬育成事業者にも送付しております。

厚生労働省としては、今後、本報告書等をもとに、身体障害者補助犬の認定に関する事項について厚生労働省令で規定することとしています。